

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：七ヶ宿町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和33年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名*	七ヶ宿町	職員数* (H19. 4. 1現在)	1名
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	172 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	244 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.42 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	13.2 (H18)
		経常収支比率* (%)	91.3 (H17)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	七ヶ宿町簡易水道経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	七ヶ宿町長 梅津輝雄
既存計画との関係	行政改革大綱及び集中改革プラン（H17～H21）
公表の方法等	広報及びHP（予定）議会説明（H20.3月定例議会）
基本方針	(1) 事業評価の視点をみかく ア. 水道全体を評価する視点（経営状況、水道料金に見合った需要者へのサービスの程度、異なる事業体（A市、B町）でのサービスの比較等 イ. 個別の事業を評価する視点（開発事業実施の有効性・妥当性・事業実施の継続） ウ. 事業の代替案を選定する視点（施工方法の比較検討） (2) 事業効率経営の推進 ア. 安全で良質な水の安定供給、災害時の水確保といった要請に今後も町が責任を持ってあたる。 イ. 直営中心の体制からサービス低下を招かないよう町の責任範囲を明確にするとともに、民間的経営手法の導入を促進する。 ウ. 費用の最小化を図り、効率経営の実現を目指す。 エ. 将来の事業経営に向けて水道ビジョンや中長期経営計画など経営戦略を策定する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	44	3	19	66
	補償金免除額	6	1	3	10
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債			2,061	2,061
	簡易水道事業債			4,074	4,074
	簡易水道事業債			12,639	12,639
	簡易水道事業債		3,437		3,437
	簡易水道事業債	30,873			30,873
	簡易水道事業債	13,195			13,195
合 計 (A)		44,068	3,437	18,774	66,279
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		44,068	3,437	18,774	66,279

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般会計のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	山間部に点在する集落ごとに簡易水道施設が7箇所設置されている。個々の集落の受益者負担金だけでは経営することが困難であり、複数ある簡易水道を一体的に会計処理している。それでも運営することが難しいため、基準を超えて一般会計からの繰り入れを行っている。										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>受益者負担の適正化 今後もより安定した水道を供給するため、事業受益者負担等のすべてを再計算し、サービスに見合う利用者負担を求める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>公営企業の経営健全化 中長期財政計画を策定し経営の健全化を進める。使用料金等を見直し、一般会計繰出金の削減を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	受益者負担の適正化 今後もより安定した水道を供給するため、事業受益者負担等のすべてを再計算し、サービスに見合う利用者負担を求める。	課題 ②	公営企業の経営健全化 中長期財政計画を策定し経営の健全化を進める。使用料金等を見直し、一般会計繰出金の削減を図る。	課題 ③		課題 ④		課題 ⑤	
課題 ①	受益者負担の適正化 今後もより安定した水道を供給するため、事業受益者負担等のすべてを再計算し、サービスに見合う利用者負担を求める。										
課題 ②	公営企業の経営健全化 中長期財政計画を策定し経営の健全化を進める。使用料金等を見直し、一般会計繰出金の削減を図る。										
課題 ③											
課題 ④											
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
収益的 収 入	収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	49.7	42.8	41.9	41.8	43.6	40.2	41.2	38.5	36.7	36.6	36.4	35.2	34.9	35.0	34.9
		(1) 営 業 収 益 (B)	33.7	32.9	31.9	32.1	33.7	31.6	32.6	32.9	32.6	32.8	32.6	32.8	32.6	32.8	32.6
		ア 料 金 収 入	33.5	32.9	31.6	32.0	33.3	31.1	32.5	32.7	32.5	32.7	32.5	32.7	32.5	32.7	32.5
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他	0.2	0.0	0.3	0.1	0.4	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(2) 営 業 外 収 益	16.0	9.9	10.0	9.7	9.9	8.6	8.6	5.6	4.1	3.8	3.8	2.4	2.3	2.2	2.3
		ア 他 会 計 繰 入 金	16.0	9.9	10.0	9.7	9.9	8.6	8.6	5.6	4.1	3.8	3.8	2.4	2.3	2.2	2.3
	イ そ の 他																
	収益的 支 出	2 総 費 用 (D)	41.6	40.3	37.3	36.6	37.3	33.6	34.7	37.2	32.6	32.3	31.9	30.6	29.1	30.4	28.9
		(1) 営 業 費 用	26.1	26.0	24.0	24.2	26.0	23.3	24.3	28.9	24.3	24.7	24.3	25.8	24.3	25.9	24.4
		ア 職 員 給 与 費	2.1	3.8	3.8	4.5	3.6	4.1	3.8	5.1	3.8	5.2	3.8	5.3	3.8	5.4	3.9
		ウ ち 退 職 手 当															
		イ そ の 他	24.0	22.2	20.2	19.7	22.4	19.2	20.5	23.8	20.5	19.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5
		(2) 営 業 外 費 用	15.5	14.3	13.3	12.4	11.3	10.3	10.4	8.3	8.3	7.6	7.6	4.8	4.8	4.5	4.5
ア 支 払 利 息		15.5	14.3	13.3	12.4	11.3	10.3	10.4	8.3	8.3	7.6	7.6	4.8	4.8	4.5	4.5	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			8.1	2.5	4.6	5.2	6.3	6.6	6.5	1.3	4.1	4.3	4.5	4.6	5.8	4.6	6.0
資本的 収 入	資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	38.8	16.2	19.6	16.2	17.9	35.7	37.9	25.4	12.8	51.2	51.5	4.7	3.2	5.0	3.3
		(1) 地 方 債	4.3		3.5		3.1	5.2	7.5								
		(2) 他 会 計 補 助 金	32.4	16.2	14.9	14.7	14.8	30.5	30.4	25.4	12.8	51.2	51.5	4.7	3.2	5.0	3.3
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金															
		(6) 工 事 負 担 金															
		(7) そ の 他	2.1		1.2	1.5											
	資本的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	47.0	19.0	24.0	21.8	23.0	43.3	45.6	16.5	16.9	56.4	56.0	9.3	9.0	9.6	9.3
		(1) 建 設 改 良 費	19.8	1.6	5.6	1.9	3.1	6.0	8.3	0.9							
		ウ ち 職 員 給 与 費	2.2	0.5	0.7												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27.2	17.4	18.4	19.9	19.9	37.3	37.3	15.6	16.9	56.4	56.0	9.3	9.0	9.6	9.3
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			-8.2	-2.8	-4.4	-5.6	-5.1	-7.6	-7.7	8.9	-4.1	-5.2	-4.5	-4.6	-5.8	-4.6	-6.0

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率*	(%)	48.6	55.4	56.6	56.4	58.2	59.5 45.1	61.9 65.7	40.3 37.0	82.0 85.3	81.8 85.1	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	72.2	74.2	75.2	73.8	76.2	56.7 57.2	72.9 74.1	41.3 41.4	88.2 91.6	87.5 91.4	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	32	23	23	23	22	21 21	15 11	10 10	7 7	6 7
	うち基準内繰入金	(%)	32	23	23	23	22	21 21	15 11	10 10	7 7	6 7
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	83	100	76	90	82	85 80	100 100	100 100	100 100	100 100
	うち基準内繰入金	(%)	35	63	58	62	67	61 24	31 53	12 12	100 100	100 100
	うち基準外繰入金	(%)	48	37	18	28	15	39 56	69 47	88 88	0 0	0 0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金単価は、給水原価を基本としているが、現行料金との比較や水道事業の公共性及び地域の特殊性並びに簡易水道施設間における料金格差が起きないように統一した料金の設定を行っている。給水人口はほぼ横ばいであるが有収水量は微減の推移にあり、料金収入は減少するがほぼ横ばいと見込める。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、高料金対策、建設改良費対策に係るものであり、その不足分については、補助金として基準外繰入を行っている。資本費の割合が減少傾向であるので、繰入金額も減少している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>事務増加部門には、事務減少又は終了部門から配置替えを行い、平成13年4月に実施した課の統廃合により事務配分を見直し、予定外の退職者も含めそのポストは不補充とした。また、指定管理者制度導入や長期臨時職員の整理等により、平成12年度以降、職員の退職者不補充として採用を抑制し、平成18年度までに9名(13.6%)の職員の縮減に努めている。水道事業は、1名の職員で運営しており増減の計画はない。</p> <p>平成18年度から国の給料表に準じ、給与構造改革に取り組んでおり、職員の平均給与月額、本年4月時点において行政職で337,800(平均年齢44.3歳)と、前年の344,100円(平均年齢44.2歳)に比べ6,300円(約1.8%)の減少となっているが、平均年齢は0.1歳の上昇となっている。このことから、年功的な上昇を抑制し、職務・職責と実績を反映させる評価による昇給制度を導入することにより、中高年齢層を中心とした給料を引下げ、昇給カーブの平坦化を図り、管理職手当、通勤手当等その他の手当についても見直しを行い、人件費の抑制を図っている。なお、地域手当の支給は行っていない。水道事業についても一般行政職に準じて給与構造改革に取り組んでいる。</p> <p>技術労務職員については、運転技術職員のみ採用し、給料表についても、国の給料表に準じ、一般行政職員と同様に給与構造改革に取り組んでいる。水道事業の技術面については、平成5年から民間委託を進めており、今後も技術職員の採用の予定はない。</p> <p>平成17年度に行財政改革のもと退職時特昇は廃止している。退職手当については、市町村職員退職手当組合に加入し、当組合で制定している条例により支給している。共同事務処理することにより、一時的な多額の支出を抑えることが出来るため、組合へ加入することにより、歳出削減に繋がっているものと思われる。</p> <p>平成8年度、地方公務員法の精神にのっとり職員の福利厚生に関する事業を行わせるため、「七ヶ宿町職員互助会」を設置し、職員の保健、元気回復、研修等の事業を行っている。職員互助会に対する助成金については、社会情勢や財政状況等を考慮し、平成17年度から引き下げると共に、厚生内容を見直し、適正かつ効率的な事業運営に努めている。水道事業担当職員についても、互助会会員となっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>技術的な管理面については、平成5年から民間に委託し、施設の点検、物品の管理、水質検査業務等の効率化を進めています。そのほか、緊急時等の有事の際は、町職員を中心に業務が行えるように体制をとっている。経営面についても、平成5年から設備の電子化、検針業務を委託し、効率化を図っている。(課題①)</p> <p>平成15年度に包括的な民間委託を検討していましたが、管理運営費を比較すると効果が期待できないものであるため、見送りしている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	公債費を除く第一の支出は、維持管理費で中でも修繕にかかる経費が多い。修繕コストを低減するため部材の検討を進め、新技術の導入、壊れにくい部材を積極的に採用するなどコスト高抑制を図っている。また、平成19年度からは、中長期財政計画の策定と併せて料金体制の見直しの検討を行う予定でいる。(課題①②)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	平成19年度から中長期財政計画の策定を進め、適時に広報等で情報を公開する予定でいる。 平成17年度より事務事業評価を取り入れ、毎年度事業の評価を行っている。(課題②)
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は現在も1名であり、人件費及び定員については、当該事業を考慮すれば削減することができない。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>今後も町民の生活に不可欠な水道を維持、安定供給する責務を全うしながら、経営の健全性を図るため、料金の適正化対策を実施する。なかでも水質検査業務については、規制緩和を受けた民間事業参入による市場の影響もありコスト削減に取り組んでいる。</p> <p>①公的検査機関の変更による価格の改善。 15年度実績 5,632千円 → 18年度 5,493千円</p> <p>②民間事業も参入してきたことによる価格の改善。 15年度実績 5,632千円 → 19年度 3,030千円、20年度 2,837千円 → 21年度 3,100千円</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出金は、元利償還金に対して繰り入れている。今後の計画については、新規事業も少なく、大規模事業も当面実施しないことで地方債残高の減少が進み、新規借入による地方債の増加の見通しもないことから基準外繰出しの支出を抑制できる。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額												
	一般会計負担金の額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額(負担金の確保等)						0	0	0	0	0	0	0
	資産の有効活用	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額(収入増額)												
	その他()	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額												
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	増減数(人)												
2	維持管理費等(水質検査手数料)		5,632	5,493	5,498	5,493		3,030	2,837	3,100	2,837	3,100	2,837
	改善額(適正化)			139	134	139	412	2,602	2,795	2,532	2,795	2,532	2,795
	改善額合計												12,730
	工事コスト※2	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	改善額(縮減額)												
	その他(薬品代)	0	0	0	0	197		143	0	0	0	0	0
	改善額							54					54
	改善額合計												0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	313,702	296,229	281,308	261,275	244,443		212,308	214,608	196,752	198,953	140,345	142,647
	増減												
	改善額合計						412						12,784
	改善額合計												13,975
	(参考) 補償金免除額												9,790

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
年間総有収水量(千m ³)	195	193	183	188	192	181	192	185	192	185
公称施設能力(m ³ /日)	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
1日最大配水量(m ³ /日)	1,711	1,763	1,961	1,663	1,566	1,911	1,560	2,355	1,560	1,560
最大稼働率(%)	99%	101%	113%	96%	90%	110%	90%	136%	90%	90%
供給単価(円/m ³)	171.44	170.24	171.9	169.87	173.42	172.84	169.27	176.76	169.27	176.76
給水原価(円/m ³)	352.98	292.42	304.22	289.54	298.21	290.36	375.00	285.41	375.00	438.38

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

山間部に点在するなど地形条件から施設の一体化を伴う事業統合が困難であるため、統合は進めない。
ハード面での統合は地理的条件から困難であるが、ソフト面で簡易水道の統合計画を検討していく。